

○ 鹿児島工業高等専門学校教務委員会規則

(設置)

第1条 鹿児島工業高等専門学校に、教務委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項及び業務)

第2条 委員会は、校長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項の審議及び業務を行う。

- (1) 教育課程の編成に関する事。
- (2) 年間教育計画の適正な管理・運用に関する事、及び授業時間の編成に関する事。
- (3) 入学、退学、転学、休学及び卒業に関する事。
- (4) 試験及び学業成績等に関する事。
- (5) 出席簿及び指導要録に関する事。
- (6) 授業の指導方法・教育方法改善等に関する事。
- (7) 視聴覚教育等に関する事。
- (8) 教育プログラムの運用・改善に関する事。
- (9) 大学及び専攻科の進学に関する事。
- (10) ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの点検及び起案に関する事
- (11) 所掌業務に係る内部質保証に関する事
- (12) その他教務に関する事。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 教務主事及び教務主事補
- (2) 類から推薦された教員 各1名
- (3) リベラルアーツ系から推薦された教員 1名
- (4) 学生課長
- (5) その他校長が必要と認めた者

(任期)

第4条 前条第2号、第3号及び第5号に規定する委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、副校長（教務主事）をもって充てる。

2 委員長は、会議を招集し、その議長となる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長が必要と認めた場合は、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第7条 委員会に必要に応じて専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第8条 委員会に関する事務は、学生課において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規則は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成14年5月17日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月16日から施行し、改正後の鹿児島工業高等専門学校教務委員会規則の規定は、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 10 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 28 年 9 月 20 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、令和 7 年 10 月 8 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。